独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する「知的障害教育における 授業づくりと学習評価に関する研究」に係る委託研究公募要領

#### 1. 研究の目的・趣旨

知的障害のある児童生徒の障害の状態は多様なことから、実態把握を十分に行った上で、一人一人の障害に状態に応じて様々な工夫が必要となる。そのため、知的障害のある児童生徒の教育では、個別に設定した指導目標や内容に基づいて指導が行われてきたが、一方で、学習指導要領に示された目標や内容と、単元目標や授業目標との関連の妥当性を高めることに、課題があるとされている。

こうしたことを背景に、障害種別特定研究「知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」では、知的障害教育における教科別の指導及び教科等を合わせた指導において、目標及び内容と学習評価とを一体的に検討する方法や、現在の知的障害教育の中で、指導の妥当性を高める際の工夫点や課題点について具体的に示す事を目的とした。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(以下、「当研究所」という。)は我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターである。令和3年度より始まった第5期中期目標の中に、国の政策立案や教育現場の喫緊の課題に対応すべく、広く大学等の関係機関と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することが指示されている。今回の調査公募はその一環として、効率的かつ効果的にミッションを果たすことを目的としている。本研究は委託研究とするが大学等と協同して実施すべき研究として位置づけている。

#### 2. 委託内容

上記目的にある目標及び内容と学習評価とを一体的に検討する方法についての知見 を得るため、以下の内容について委託する。

- 特別支援学校の知的障害教育における、目標及び内容と学習評価とを一体的に検 討した授業事例データの収集、並びに効果的な授業づくりのポイントについて明 らかにすること。
- 研究本体において作成する単元作成支援シート内容や学習評価の方法に関しての知見提供を行うこと。
- 研究本体の研究協議会で、委託研究の研究事例の知見提供を行うとともに、協議 などの協力を行うこと。

## 3. 委託事業者の要件

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 大学その他類似する機関であること。
- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続き等の事務を行うことができること。
- (4) 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。) に対して、責任ある対処を行うことができること。
- (5) 応募に係る委託研究課題について、研究実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者(以下「委託研究者」という。)であり、e-Radの研究者番号を有していること。

- (6) 委託研究者は、以下のいずれかの条件に当てはまることが望ましい。
  - (ア) 過去に特別支援学校(知的障害)の授業を対象とした研究の実績があること。
  - (イ) 知的障害教育分野における学習評価に関して研究実績があること。
  - (ウ) 知的障害教育分野において、キャリア教育の視点からの指導目標や内容・方法に関する研究実績があること。
  - (エ) 知的障害教育分野における育成を目指す資質能力に関して研究実績があること。
  - (オ)特別支援教育に関わる指導主事の経験があること。

## 4. 委託契約の要件

- (1)委託期間:契約締結日から令和4年3月14日(月)まで
- (2) 委託費の額は、提案書の希望額を勘案して調整させていただきます。1機関、20万円程度を予定しています。

なお、間接経費の配分は行いません。

(3) 契約

採択の上は別紙1「委託研究契約書」により、応募者の所属機関の長と契約を 締結できること。

## 5. 応募方法

(1) 応募書類

応募者は本公募要領及び別紙2「提案書」様式に従い応募書類を作成し、公募期間の令和3年10月25日(月)から令和3年11月8日(月)までの間に、下記の応募書類提出先まで提出してください。

#### 【提出先】

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

総務部総務企画課研究推進係(Email: a-kenkyusuishin@nise.go.jp)

- (2) 応募書類の受理
- ①「3.委託事業者の要件」及び「4.委託契約の要件」を満たさない法人等からの 応募書類や記載内容等に不備がある提案書は、受理できません。
- ②提出いただきました書類は、返却いたしません。
- (3) 秘密の保持

応募書類は本委託研究の採択審査のためにのみ使用します。

## 6. 審查、採択

本公募要領に合致する応募を対象に2機関程度選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて応募者に対してヒアリング等を実施することがあります。採択結果は、審査終了後、遅滞なくお知らせします。

## 7. 契約締結、委託事業の開始

採択された委託事業者と当研究所による契約書の取り交わし後、委託事業を開始い ただきます。

## 8. 成果物の提出等

委託事業の完了後、別紙3「委託研究成果報告書」及び別紙4「経費収支報告書」 を下記の提出先まで送付又は提出していただきます。

## 【提出先】

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部財務課契約係 (Email:a-keiyaku@nise.go.jp)

## 9. 研究成果の取扱い

- ・ 委託事業者または委託研究者が、本委託研究による研究成果(以下、「本研究成果」 という。)を発表又は公開しようとするときは、事前に、下記の研究代表者に報告し ていただきます。
- ・ 本研究成果は、原則として公表するものとします。ただし、公表の内容・時期・方法 等については、協議のうえ、定めるものとします。
- ・ 研究終了後、本研究所研究メンバーと連名で、数年以内に学術雑誌または当研究所紀 要へ投稿することを予定しています。
- ・ なお、本研究成果の公開活動等をする場合は、謝辞等の表示をしてください。 例:本〇〇は、(独)国立特別支援教育総合研究所委託研究「〇〇〇〇」の一環として実施したものです。

## 10. その他留意事項

(1) 公的研究費の不正使用等、研究活動の不正行為への対応

本委託研究及び他の公的研究資金において、研究費の不正使用並びに不正受給、及び研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)があると認められた場合、不正の重大性等を考慮しつつ、以下の措置を講じることがあります。

- ①本委託研究に使用した研究費の全部又は一部の返還を求めること。
- ②不正使用並びに不正受給、及び不正行為を行った研究者等、それに共謀した研究者等に対し、当研究所の公募する委託研究に応募すること、又は参加することを制限すること(応募に対する採択の取り消しを含む。)。
- (2) 暴力団排除の取り組み

応募書類は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したうえで提出してください。なお、誓約事項について虚偽が認められた応募者が提出した応募書類は無効となります。

## 11. 本件に関する問い合わせ

【研究内容に関すること】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 研究企画部 横尾 俊(研究代表者)

TEL:046-839-6842

Email: t-chiteki@nise.go.jp

【応募に関すること】【応募書類の提出先】 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 総務部総務企画課研究推進係 野津、村岡

TEL: 046-839-6928, 6807

Email: a-kenkyusuishin@nise.go.jp

# 【委託契約に関すること】【成果物の提出先】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課契約係 原

TEL:046-839-6823

Email: a-keiyaku@nise.go.jp

## 暴力団排除に関する誓約事項

当機関は、下記の「契約相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当機関が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(法人又は団体をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律((平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

## 委託研究契約書 (案)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 宍戸 和成(以下、「甲」という。) と機関名 役職 氏名(以下、「乙」という。)とは、甲が実施した「知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」に係る委託研究の公募による採択に基づき、以下により委託契約を締結する。

#### (委託業務)

第1条 甲は、次に掲げる業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

#### (契約金額)

第2条 甲は、次に掲げる契約金額(以下、「契約金額」という。)の限度内において、乙 が委託業務の実施に要する経費を乙に支払うものとする。

金 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)

2 前項の経費は、乙が発行する請求書に基づき、請求書到達日から40日以内に甲が概 算払いを行う。

#### (本委託期間)

第3条 委託業務の実施期間(以下、「委託期間」という。)は、令和3年〇月〇日(〇) から令和4年3月14日(月)までとする。

### (中途解約)

第4条 甲は乙に対し、1か月以上前に書面により通知することにより、いつでも本契約 を解約することができる。この場合において、甲と乙は、本契約の解約のときまでに乙 が行った本件各業務に対する費用について、協議するものとする。

## (業務の遂行等)

- 第5条 本業務の実施については、本契約及び公募要領の定めに従い、善良なる管理者の 注意義務をもって遂行する。
- 2 乙は、本契約に基づく経費を他の経費と区分した収支簿を備え、本委託事業の遂行に 使用するほか、収支簿及び帳票類を委託期間終了日の翌日から起算して5年間保存しな ければならない。
- 3 乙は、第3条の委託期間経過後、令和4年3月25日(金)までに、別に定める委託研 究成果報告書及び、経費収支報告書を、甲に提出するものとする。

- 4 前項の経費収支報告において余剰金が確認された場合、甲が発行する請求書に基づき、 乙は請求書の発行日から40日以内に、甲に支払いしなければならない。
- 5 甲が希望したときは、乙は、収支簿及び帳票類を甲に提示しなければならない。

#### (個人情報の保護)

- 第6条 乙は、本業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれの個人情報 の保護に関する法律等の法令及び本契約の定めを遵守し、本件業務の目的の範囲におい て個人情報を取り扱うものとし、本件業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。
- 2 甲は、甲が必要と判断した場合には乙が本件業務の目的遂行に際して得た個人情報の 提供を求めることができ、乙は個人情報の保護に関する法律等の法令に反しない範囲で 当該個人情報を甲に対し提供するものとする。

## (不正行為等に対する措置)

第7条 乙が、甲との委託契約等に関して不正又は虚偽の報告等をしたときは、甲は、その防止、是正のために必要な措置を講じることができるものとする。

## (準拠法及び管轄)

第8条 本契約の履行及び解釈については、日本法を準拠法とする。甲及び乙は、本契約 に関して生じた一切の訴訟、紛争に関し、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所とする。

## (規定外事項)

第9条 本契約に定めのない事項及び本契約の内容に関する疑義については、甲乙協議の うえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

#### 令和3年〇月〇日

甲 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理 事 長 宍戸 和成

# 提案書

1.	委託研究の件名
<b>.</b>	- 25 H H 1971 / H 1 1 1 1 1 1 1 1

- 2. 研究内容 · 研究計画
- 2-1. 研究内容

※当該研究を実施するにあたり、公募要領に則して、貴機関が提案する研究の内容・方法 について、具体的かつ明瞭に記入してください。

# 2-2. 研究計画

※当該研究を実施するにあたり、研究計画について、具体的かつ明瞭に記入して下さい。

- 3. 実施体制
- 3-1. 委託研究者

役 職:

氏 名:

所在地:

T E L :

Email:

研究者番号:

3-2. 経理責任者

役 職:

氏 名:

所在地:

 $T \to L$ :

Email:

4. 委託研究費の希望額及び概算払の希望の有無

合計 円 (内訳別紙) 概算払の希望: □有 □無

別紙

# 委託研究費希望額内訳書

委託研究者氏名	
---------	--

(単位:円)

品 名 等	規格・内容	数量	単 価	金額	備考
合 計					

- 注1. 備品、人件費、光熱水料、通信費、会議費、委託費は、原則として計上しないこと。
- 注2. 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- 注3. 委託期間内に確実に納品・完了検収されること。
- 注4. 契約金額は、採択後に委託研究者と打ち合わせの上調整されること。
- 注5. 自己財源で支出する経費は、この内訳書に記載しないこと。

年 月 日

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

所 在 地: 団体名等: 代表者職名:

氏 名: 印

「知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」に係る 委託研究成果報告書

○○年○月○○日に契約を締結した「知的障害教育における授業づくりと学習評価に 関する研究」に係る委託研究が終了しましたので、委託研究契約書第5条第3項の定め により別紙のとおり収支報告を添えて報告します。

年 月 日

# 経費収支報告書

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

所 在 地: 団体名等: 代表者職名:

氏 名: 即

○○年○月○○日に契約を締結した「知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する研究」に係る委託研究に使用した経費について、委託研究契約書第5条第3項の定めにより下記のとおり報告します。

記

1. 収入の部 (単位:円)

区 分	金 額	備考
契約金額		
計		

2. 支出の部 (単位:円)

区 分	金 額	備考
消耗品費		
旅費交通費		
謝金		
雑役務費		
計		

## 経理担当者及び連絡先

所 属			職名			氏名	
連絡先	電話番号			e-mail			